

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	港湾事業（港湾環境整備事業）				
地区名	きぬうらこうたかはま 衣浦港高浜地区				
事業箇所	たかはましよしかわちよう 高浜市芳川町				
事業の あらまし	<p>衣浦港高浜地区は、衣浦港の北部に位置し、かつては対岸の東浦地区との渡し船が頻繁に往来するなど、海辺が地域住民の生活環境と密接に関係していた地域である。</p> <p>しかし、当地域は、伊勢湾台風後に築造された堤防により、地域住民が海へ近づけない状況になっていた。</p> <p>本事業は、「地域住民の交流・憩いの場や海洋性レクリエーション機会の創出」、「港湾就労者の就労環境の改善」、「港湾施設の修景による地域環境の改善」を主な目的として、多目的に利用できる広場や水際まで近づける階段式護岸を整備することにより、親水性の高い港湾緑地を整備したものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の交流・憩いの場や海洋性レクリエーション機会の創出 ・ 港湾就労者の就労環境の改善 ・ 港湾施設の修景による地域環境の改善 				
事業費	事業費	内訳			
	10.8 億円	■工事費 10.8 億円、□用補費 0 億円、□その他 0 億円			
事業期間	採択年度	1996 年度	着工年度	1996 年度	完成年度 2019 年度
事業内容	港湾緑地整備 2.4ha				
II 評価					
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>高浜緑地は、海面埋立てによる用地造成を 2011 年度に完了し、続いて緑地施設整備を 2019 年度に完了している。2017 年度には多目的広場として緑地広場の一部を供用しており、2020 年度からは緑地全体を供用開始している。</p> <p>① 地域住民の交流・憩いの場や海洋性レクリエーション機会の創出</p> <p>野球やサッカーなどのスポーツ利用のほか、散歩や釣りなど、日常的に利用されている。また、階段式護岸や緑地広場を活用した「芳川渡し場まつり」や「環境学習イベント（高浜の干潟の生きものをしらべよう!）」などが開催されるなど、親水性の高い港湾空間として利用されている。緑地内の多目的広場では、2020 年度から 2024 年度では毎年 200 件を超える利用申請がされるなど地域住民の交流・憩いの場や海洋性レクリエーション機会を提供する場として役割を果たしている。</p> <p>② 港湾就労者の就労環境の改善</p> <p>階段護岸や多目的広場の整備によって憩いの空間が確保され、港湾就労者の就労環境が改善された。</p> <p>③ 港湾施設の修景による地域環境の改善</p> <p>工業用地に隣接して居住する住民等に対し、港湾緑地の整備によって修景及び緩衝空間を確保したことで、地域環境が改善された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業で港湾緑地を整備したことにより、事業目標を達成している。</p>			

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時 (1996年)	再評価時 (2005年)	再々評価時 (2010年)	再々再評価時 (2015年)	実績 (2025年)
事業期間(年)		1996～2005	1996～2008	1996～2014	1996～2019	1996～2019
事業費 (億円)	工事費(緑地)	15.0	2.4	2.4	3.1	2.7
	工事費(用地)		8.1	8.1	8.1	8.1
	合計	15.0	10.5	10.5	11.2	10.8
効果の 算定要因	親水空間として交流・憩いの場の確保	高浜市周辺地域住民	同左	同左	同左	同左
	港湾就労者の就業環境の改善	高浜市芳川町周辺工業地地域就労者	同左	同左	同左	同左
	工場と住宅地域の緩衝空間の確保	高浜市芳川町世帯	同左	同左	同左	同左

【事業期間に対する評価】

他事業との調整により、埋立に用いる公共残土の搬入を計画どおりに行えなかったため、事業期間を延伸したが、前回評価時に設定した期間で完了することができた。

【事業費に対する評価】

埋立土砂に公共残土を利用し、事業費の縮減を図った。

【効果の算定要因に対する評価】

緑地の供用により、「親水空間としての交流・憩いの場の確保」、「港湾就労者の就業環境の改善」、「工業地と住宅地の緩衝空間の確保」ができ、事業効果が発現している。

特に、多目的広場では年間約10,000人の利用実績があり、加えて保護者や観戦者等の付随的な利用者が約10,000人、さらに散歩等の日常的な利用者が約36,000人と推計される。これらを合わせると年間約56,000人が当緑地を利用している。

このように、当緑地は地域住民や港湾関係者にとって身近な憩いの場として定着していることから、事業の目的に沿った効果が十分に発揮されていると評価できる。

③事業実施による環境変化

階段式護岸や緑地広場の整備により親水性の高い水辺空間が確保され、地域住民が参加するイベント行われる等、地域住民の交流・憩いの場となっている。

III 対応方針

今後の事後評価の必要性

事業目標は達成されており、今後の事業評価の必要性はない。

改善措置の必要性

事業目標は達成されており、改善措置の必要性はない。

同種事業に反映すべき事項

同種事業に反映すべき事項は特になし。

IV 事業評価監視委員会の意見

衣浦港高浜地区の対応方針(案)[改善措置等必要なし]を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし